**西郷村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画**

　　　西郷村

**１　促進計画の区域**

別紙地図に記載のとおりとする。

**２　促進計画の目標**

　１.　西郷村地域

　　（１）現況

　　　　　本地域は、当村の北部から西部にかけては山岳が連なり、最も大きな高度を有する那須火山群の旭岳、三本槍や甲子山、大白森山などの１，５００ｍ級の峰々がそびえる北半部と、これら山地を浸食・開析・埋積した阿武隈川・真名子川と那珂川水系の黒川が、これより一段低いなだらかな高原状や丘陵状を呈する中山間地域に、きわめて特色あるさまざまな地形を作り出している。

下流部の地域は、かなり幅広い扇状地様でなだらかな丘陵地と平坦地を形成し、人々の生活の基盤として豊かな条件を提供している。

とりわけ農家の生産向上を図る上での条件整備は、一部の山間地域を除いて整いつつあるが、農家経営の実態をみると農用地の集積が進まないことに起因して、零細農家が多く農用地の規模拡大が容易でない状況にある。また、今日の農業を取り巻く環境も後継者不足による農業従事者の高齢化や兼業化の進行が顕著になってきており、厳しい状況にある。

農業形態は、従来は米を中心とした複合経営が中心であったが、現在は兼業農家で米以外の作物を作る農家が減少しており、現状を守る農業経営に終始している農家が多くを占め、農業の体質改善へ向けての取り組みが、大きな課題となっている。

一方、米栽培で差別化を図る一手法として、有機肥料を使い減農薬、減化学肥料で作られる特別栽培米への取り組みも、広がりつつある。

畜産については、乳牛、肉用牛ともに飼養戸数、飼養頭数は小規模層を中心に減少しており、取り巻く環境に厳しいものがある中、一戸当たりの飼養頭数は着実に増加傾向にある。

また、高付加価値型農林水産業の現況としては、地粉を使ったそばの加工販売、地元産の馬鈴薯から作ったポテトまんじゅう、シイタケの佃煮、養殖魚（イワナ、ヤマメ等）の甘露煮、昆布巻き等があるが、ほとんどが零細経営であり大きな販売ルートを持っていない状況であり、販路開拓こそ喫緊の経営課題といえる。

畑作としては、高原レタス・かぼちゃ・馬鈴薯等に力を入れている農家もある一方で、農家戸数及び就業人口は減少傾向にあり、地域特性に応じた畑作物の計画的・安定的な生産体系の維持・確立を図る必要がある。

（２）目標

　　　　（１）を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号に掲げる事業、同第２号に掲げる事業及び同第３号に掲げる事業を推進し、営農条件の不利な地域における農業生産活動を支援するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
| ① | 西郷全域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業、同第２号に掲げる事業及び同第３号に掲げる事業 |

**４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第３条第３項第２号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

１　対象農用地の基準

（１）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、１ｈａ以上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が１ｈａ未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ｈａ以上であるときは、対象とする。また、連坦している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア　対象地域

　　西郷村全域　(山村振興法)

イ　対象農用地

(ｱ) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(ｲ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ｳ) 市町村長の判断によるもの

ａ　緩傾斜農用地

　　　　　　緩傾斜農用地すべてを対象（棚田地域振興法のみに該当する地域を除く）

ｂ　高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のみに該当する地域を除く）

　　　　　　　　急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40％以上、耕作放棄率：8％以上、畑(草地含む。)15％以上の農地